

自己負担割合について

3割負担の方は、2割負担に変わります。すでに自己負担が2割、または1割の方は変更ありません。

自己負担上限額(月額)について

患者と同じ医療保険に属する世帯員全員の市民税の所得割額(合算額)や治療状況などに応じて自己負担上限額が設定されます。

階層区分の基準		自己負担上限額【月額】（単位:円） （外来 ＋ 入院 ＋ 調剤 ＋ 医療系介護サービス）			
		受給者証に 表示される 区分	一般	高額かつ 長期(※)	人工呼吸器 等装着(※)
生活保護		A0	0	0	0
市町村民税 非課税 (世帯)	本人収入 ～82万6, 500円	A1	2, 500	2, 500	1, 000
	本人収入 82万6, 500円超～	A2	5, 000	5, 000	
市町村民税 ～7万1千円 未満		A3	10, 000	5, 000	
市町村民税 7万1千円 ～ 25万1千円 未満		A4	20, 000	10, 000	
市町村民税 25万1千円 以上		A5	30, 000	20, 000	
入院時の食費		全額自己負担(生活保護は負担なし)			

※ 高額な医療が長期に継続する場合(高額かつ長期)、人工呼吸器等を常時装着している場合、世帯内(患者と同じ医療保険に属する者)に複数の難病等患者がいる場合は、申請により自己負担上限額が軽減される場合があります。

●「高額かつ長期」に伴う自己負担上限額の減額について

認定以降の指定難病に係る医療費の総額(10割)が、5万円を超える月が申請月を含む過去12か月間に6回以上ある場合、自己負担上限額の減額を申請することができます。

なお、小児慢性特定疾病の受給者が指定難病を新規申請する場合は、指定難病の支給認定を受ける以前の医療費(小児慢性特定疾病分)を合算して算定します。

<算定方法例> 【医療費総額(10割)の月毎の合計で計算します】

○印は5万円を超えた月

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×	○	×	○
①												②				

①7月に申請をした場合 算定期間に5万円を超えた月が6回→要件を満たす

②12月に申請をした場合 算定期間に5万円を超えた月が5回→要件を満たさない